平成20年10月3日

平成20年10月3日 第 2 8 8 1 号

目 次

告 示 (第1598号 - 第1610号)

都市計画事業の施行	(公園街路課)	1
土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	2
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	2
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した	た 意見等	
	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した	た 意見等	
	(中小企業振興課)	3
公共測量の実施	(県土整備総務課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
大牟田地域 (昭和開北部地区) 農用地の公害防止	事業に係る費用負	
担計画	(農林水産物安全課)	5
公告		
平成20年度福岡県製菓衛生師試験の合格者の発表	(保健衛生課)	6
意見募集の結果の公示	(監視指導課)	6
意見募集の結果の公示	(自然環境課)	6
数音委員会		

技能教育のた	こめの施設の指定の解除	(教育庁高校教育課)	6
監査	委員		
監査結果の公	公表	(監査委員事務局総務課)	6
監査結果の公	公表	(監査委員事務局総務課)	10
監査結果の公	公表	(監査委員事務局監査第一課)	13
監査結果の公	公表	(監査委員事務局監査第二課)	19
監査結果の公	公表	(監査委員事務局特別監査室)	23
正	誤		
漁船損害等補	輔償法第112条第1項の規定	こによる同意を求めるための事	
前届出 (平成	뷫20年 9 月福岡県告示第147	77号) 中正誤	27
保安林予定為	除林に関する農林水産大臣	からの通知 (平成19年12月福	
岡県告示第20	353号) 中正誤		27
<u> </u>			

福岡県告示第1598号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1 項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定によ り次のように公告する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

筑後都市計画及び瀬高都市計画公園事業9・6・1号筑後広域公園

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園 7番 7号 福岡県柳川土木事務所 柳川市三橋町大字今古賀8番1号 福岡県八女土木事務所 八女市大字本村字深町25番地

4 事業地の部分

定期発行日

(1) 収用の部分

平成19年3月九州地方整備局告示第83号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

平成19年3月九州地方整備局告示第83号の事業地に同じ。

福岡県告示第1599号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第1項の規定に基づき、次のように土地 改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。 平成20年10月3日

福岡県知事 麻生渡

土地改良区名	認可年月日
矢部川左岸上流土地改良区	平成20年9月11日

福岡県告示第1600号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所 田川郡添田町大字津野字上ノ台1104の16
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1601号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字ウド558の2 (次の図に示す部分に限る。)、558の3、572の2、572の3、573の2から573の4まで、574の5、574の7、574の8、576の2・576の4 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、576の12、576の13、593の3

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん巻
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及びみやこ町役場 に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1602号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 小郡市上西鯵坂127 - 1 及び127 - 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福津市若木台1丁目4-8 永利 啓史郎

福岡県告示第1603号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

囝

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商丁部中小企業振興課及び久留 米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻 牛 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 マックスバリュ小郡店
- (2) 所在地 福岡県小郡市小板井字蓮輪92番4 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項 意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等 意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

ア 発泡スチロールトレーのリサイクル回収ボックスの設置をお願いしたい。

- イ 古紙再生品 (七夕ロール等) の販売をお願いしたい。
- (4) 騒音の発生に係る事項

室外機、荷捌き施設、駐車場等の騒音に留意し、苦情が発生した場合には誠実に 対処すること。その他、近隣住民より環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅 速に対処すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

家庭系一般廃棄物とは別に、事業系一般廃棄物として適正な処理を行うこと。

(6) 街並みづくり等への配慮等 都市計画法の手続きに関し、関係機関、地元と十分協議を行うこと。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1604号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定による届出につい ∞ て、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとお り公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚 商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ヤマダ雷機テックランド百方店
- (2) 所在地 福岡県直方市大字頓野字俵石3159番地 1 外
- 2 意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - スムーズな交通のため、交差点の点滅信号を解消してほしい。
 - 藤野川4号橋と田川直方バイパスとの段差を解消してほしい。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・ 藤野川4号橋の幅員が狭いので、歩行橋を併設してほしい。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項 意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等 意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等 意見なし
- (7) その他 意見なし

福岡県告示第1605号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量 (3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実	施	地	域		実	施	期	間	
北九州市八帽	西区			平成2	0年9月2	28日から			
				平成2	1年2月	4日まで			

福岡県告示第1606号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年9月1日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人教育文化研究ネットワーク福岡

(2) 代表者の氏名

西野 俊太

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区柏原 6 丁目62番 4 - 104号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもにとって価値ある教師になりたいという目標をもつ人々や子 ども、保護者に対して、教育技術を向上させるための研修会等、教育文化の向上に 関する事業を行い、世界に発信できる日本の教育文化の創造に寄与することを目的 とする。

福岡県告示第1607号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日 平成20年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人福岡実践人

(2) 代表者の氏名

帆足 行敏

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市南区老司 3 丁目41番60号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、実践教育学に学び、現実社会に力を発揮できる人材育成支援と、生活環境の保全に係る事業支援を行い、広く一般市民に対し「時を守り、場を清め、礼を正す」の実践を促すことで、二度とない人生を実り多きものとし、生き甲斐のある社会創りのために寄与することを目的とする。

福岡県告示第1608号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年9月8日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人九州キャリア・コンサルタント協会

(2) 代表者の氏名

富田 曉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神1丁目10番17号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学生等の就学者および就職者・未就職者等に対するキャリア・コンサルティング事業、年齢に関係なく生涯学習を通したライフキャリア形成を支援する事業、さらにキャリア・コンサルタントの能力向上を図るための教育支援事業を通して、職業能力開発とともに雇用促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1609号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡黒木町大字今字古賀ノ原143、144、145 - 1、146 - 1、147 - 1、149 - 1、 151 - 1、152から161まで、162 - 1、2023 - 2、2438 - 2、並びにこれらの区域の水 路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

三潴郡大木町大字高橋518番地

株式会社アスタラビスタ 代表取締役 猪口 芳範

福岡県告示第1610号

公害防止事業費事業者負担法 (昭和45年法律第133号) 第6条第1項の規定に基づき、 大牟田地域 (昭和開北部地区) 農用地の公害防止事業に係る費用負担計画を次のとおり 定めたので、同条第5項の規定により次のように公表する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田地域 (昭和開北部地区) 農用地の公害防止事業に係る費用負担計画

1 公害防止事業の種類

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第1項の 規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域として指定された地域(以下「対策地域」と いう。)について行う公害防止事業費事業者負担法(以下「法」という。)第2条第 2項第3号に規定する次に掲げる事業

対策地域の区域内にある農用地の土壌のカドミウムによる汚染を除去するための上 乗せ客土事業

2 費用を負担させる事業者を定める基準

大牟田市において、亜鉛製錬の事業活動に伴い、カドミウムを排出することにより 、大牟田地域 (昭和開北部地区) における農用地土壌の汚染原因となった事業者

3 公害防止事業費の額

1.500.000.000円 (平成19年10月単価による)

- 4 負担総額及びその算定基礎
- (1) 事業者の負担総額

734.400.000円

(2) 算定基礎

[負担総額] = [公害防止事業費の額] × [法第4条第1項の規定に基づく寄与率 (0.96)] × [法第7条第3号の規定に基づく概定割合 (0.51)]

5 その他公害防止事業に必要な事項

公害防止事業完了時における事業費が物価等の変動により増減を生じた場合は、完 了時における事業費の額を公害防止事業の額とするとともに、この公害防止事業費を 基礎として、4の(2)に掲げる算式により算定した額をもって事業者の負担総額とする

٥

愐

公 告

公告

平成20年度福岡県製菓衛生師試験 (平成20年9月2日実施) の合格者の受験番号を次のように発表する。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

| 受験番号 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1 | 15 | 30 | 43 | 62 | 75 | 89 | 109 |
| 2 | 17 | 33 | 45 | 63 | 77 | 94 | 114 |
| 3 | 18 | 34 | 46 | 64 | 78 | 95 | 117 |
| 4 | 21 | 35 | 47 | 65 | 79 | 97 | 118 |
| 5 | 22 | 36 | 48 | 66 | 81 | 99 | 119 |
| 7 | 24 | 37 | 50 | 67 | 82 | 101 | |
| 8 | 25 | 38 | 53 | 68 | 83 | 102 | |
| 9 | 26 | 39 | 55 | 69 | 84 | 103 | |
| 10 | 27 | 40 | 57 | 70 | 85 | 105 | |
| 12 | 28 | 41 | 58 | 71 | 87 | 106 | |
| 13 | 29 | 42 | 60 | 73 | 88 | 108 | |

公告

「福岡県産業廃棄物に係る不利益処分の基準に関する要綱」の一部を改正する案について、平成20年4月1日から平成20年4月30日までの間、御意見を募集いたしました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり、平成20年9月17日に改正しました。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

環境部監視指導課

電話:092-643-3395

メールアドレス: kanshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則案について、平成20年8月1日から平成20年8月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年9月22日に公布しました。

平成20年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

環境部自然環境課環境影響審查係

電話:092-643-3368

メールアドレス: shizen@pref.fukuoka.lg.jp

教育委員会

福岡県教育委員会告示第11号

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第55条の規定による技能教育のための施設の指定 を平成19年7月31日付けで解除したので、学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第36条第2項の規定により次のように告示する。

平成20年10月3日

福岡県教育委員会

名 称	所 在 地
国際総合ビジネス専門学校	北九州市小倉北区東篠崎1丁目9番8号

監查委員

監査公表第7号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局 (本局)及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年10月3日

 福岡県監査委員
 工 藤 壽 文

 同
 進 谷 庸 助

 同
 伊 藤 龍 峰

 同
 野 田 栄 市

1加

第288

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

病院事業に係る保健医療介護部健康増進課及び同部医療指導課並びに電気等3事業に係る企業局(本局)及び同 平成19年度を監査対象期間とし、平成20年5月21日から平成20年6月20日までの実日数 12日間で、次のとおり実施した。 局2事業所の定期監査は、

	監査対象機関名及び事業名	監査対象期間	監査実施期間
健康増進課	進課(病院事業)	平成19年度	平成20年6月11日から 平成20年6月13日まで
医療指導課	導課 (病院事業)	"	平成20年6月11日から 平成20年6月13日まで
企業局	(電気・工業用水道・工業用地造成事業)	"	平成20年6月18日から 平成20年6月20日まで
	矢部川発電事務所(電気事業)	"	平成20年5月21日から 平成20年5月23日まで
	苅田事務所(工業用水道・工業用地造成事業)	"	平成20年5月28日から 平成20年5月30日まで

2 監査の主眼

各機関が地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営 されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに主眼を置いた。特に、病院事業においては、流動 資産、流動負債、企業債、借入金及び過年度未収金について、また、電気等3事業においては、流動資産、流動負 債、企業債、借入金、工事(建設・改良・修繕等)及び備品について、関係法令等に基づき適正に執行されている 今回の監査は、 か検証した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況

(2) 財務諸表の内容

資産及び負債並びに資本の状況、損益の状況

第2 監査の結果

病院事業に係る経営管理及び財務に関する事務について、次のとおり改善を要するものが認められた。

1 健康増進課

債務者ごとの債権管理 分後、 一層の徴収努力が求められ、 太宰府病院に係る医療費の過年度未収金については、 を適切に行うとともに、徴収方策を検討する必要がある

2 医療指導課

-層の徴収努力が 移譲された4病院(朝倉、遠賀、柳川、嘉穂病院)に係る医療費の過年度未収金については、 徴収方策を検討する必要がある。 債務者ごとの債権管理を適切に行うとともに、 求められ、今後、

6月以降に返戻されてきたレ また、平成19年4月に移譲された柳川、嘉穂病院の診療報酬請求事務については、 早急に処理する必要がある。 セプトの再請求が未処理の状況であるため、

6

 $^{\circ}$

移譲された朝倉病院に係る医療訴訟事件の弁護士費用及び賠償金等については、病院賠償責任保険から補填され ることとなっているが、その保険金41,995,136円の請求がなされていないので、早急に請求する必要がある。 その他公営企業における経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認め られた。

金曜日

平成20年10月3日

監査の概要 網

- 監査対象期間及び監査実施期間 監查対象団体、
- 監査対象団体

公立大学法人福岡県立大学等3大学

監査対象期間 (2)

平成19年度(県が行った財政的援助等の属する年度)

監査実施期間 (3)

延日数9日間 実日数9日間、 平成20年6月25日から平成20年7月25日まで

	唨	女	象回	*		監査対象期間	監査実施期間
公立	大学法人					世 57	平成20年6月25日から
岬	洹	账	口	К	沙	十九八十二十二三十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	平成20年6月27日まで
公立	大学法人	_					平成20年7月2日から
呷	汩	×	\vdash	K	₩		平成20年7月4日まで
公立大	大学法人	_					平成20年7月23日から
七	州	摇	잝	K	孙	=	平成20年7月25日まで

監査の範囲 7

祖 政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施し 県が資本金の全額を出資し、平成19年度において財政的援助を行った公立大学法人について、 今回の監査は、 がら

監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容 $^{\circ}$

監査対象団体ごとの事業の概要及びこれらの事業を助成するため県が行った財政的援助等の内容は次表のとおり べある。

団 体 名	事業の概要	財政的援助等の内容
公立大学法人福 岡 県 立 大 学	広く知識を授け、実践を重視した専 門の学芸を教授研究して、真理探究の 精神と豊かな創造性を身につけた人材 を育成し、もって文化の向上、保健・ 福祉の増進及び地域の発展に寄与する ことを目的とする福岡県立大学を設置 し、及び管理する。	県は、資本金の全額を出資するととも に、事業運営に要する経費に対し交付金 を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 公立大学法人福岡県立大学出資金 8,530,220,100円 (うち19年度 0円) 公立大学法人運営費交付金
公立大学法人福 岡 女 子 大 学	広く知識を授け、専門の学芸を教授 研究して、知的、道徳的及び創造的能 力を備えた女性を育成し、もって文化 の向上と社会の発展に寄与することを 目的とする福岡女子大学を設置し、及 び管理する。	県は、資本金の全額を出資するととも に、事業運営に要する経費に対し交付金 を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 公立大学法人福岡女子大学出資金 4,837,765,597円 (うち19年度 0円) 公立大学法人運営費交付金 693,997,000円

平成20年10月3日

第2881号

(うち19年度 0円) 援助等の明細は、次のとおりである。 947,955,540円 1,706,276,000円 公立大学法人運営費交付金 を交付している。 知的、道徳的及び応用的能力を展開さ せ、もって歯科医療の発展と地域の福 祉に寄与することを目的とする九州歯 広く知識を授けるとともに、深く歯 学に関する専門の学芸を教授研究し、 科大学を設置し、及び管理する。 小 +公立大学法人 綑 垩

に、事業運営に要する経費に対し交付金 県は、資本金の全額を出資するととも

公立大学法人九州歯科大学出資金

監査の結果 第2

各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において、適正に執行されてい

ると認められた。

監査公表第9号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づく定期監査を知事部 局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会 (委員) 事務局について実施したので 、その結果を次のとおり公表する。

平成20年10月3日

福岡県監査委員	工	藤	壽	文	
同	進	谷	庸	助	
同	伊	藤	龍	峰	
同	野	Ħ	栄	市	

第1 監査の概要

監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

警察本部及び行政委員会(委員)事務局106機関 (1) 監査対象機関:知事部局の本庁、議会事務局、

なお、消費生活センターは生活安全課において監査を実施した。

(2) 監査対象期間:平成19年度

(3) 監査実施期間:平成20年6月24日~平成20年7月24日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

图 查 実 施 日	平成20年7月18日	平成20年7月23日	平成20年7月11日	平成20年7月22日	平成20年7月10日	平成20年7月16日	平成20年7月11日	平成20年7月10日	平成20年 6 月24日 ~ 平成20年 6 月27日 平成20年 7 月17日	平成20年7月11日	平成20年7月9日	平成20年7月9日	平成20年7月2日	平成20年7月3日	平成20年7月4日	平成20年7月1日	平成20年7月1日	平成20年7月4日	平成20年7月4日	平成20年7月23日	平成20年7月23日	平成20年7月22日	平成20年7月23日	平成20年7月22日	平成20年7月24日	平成20年7月24日	平成20年7月15日
	[M]	離	點	茻	講	離	講	點	1	識	ട	講	點	點	點	離	講	ട	ട	點	識	講	離	(離	講	點
		画				田田	華	⋘	Ø	插	計	新順	無		斑	無	丰	整備	温	픮		ا گ	推	金 <i>や</i>	第一	第二	総務
整然		供				<u> </u>	Ā	ψ.)	y	徊	呾	私学	ξ ∟/	熊	₩	₹IL/	111111	揋	拠	퐦	サ	' ¥	画	γ ₁₁ ζ,	採	浜	重 %
対象機		歐		政	務	汨	쓮	贸	務	4	振順	画画	전	産		赵	統	四	品	重		К	拟	安 活 セ	回次	局交	\(\(\)
阿阿河		数				ИШ	丰	45	#	ıh	卌	事	Áп	型	村	רינא	νml	胀	胀	汨	÷	7	<u></u>	###	//	浜	凝
		政				椥	出	忍	務	К	小小	小	ŲΠ	祥	田	華	₩ □	対対	担	∜ ¤		民	女井	消費	黎	際交	健医
	殌	行	\prec	阻	税	阻	빠	無	%%	ÿ	松	#F	****	വ	₽	丰	和四	{{H	{{H	社	丰	账	眠	(((H	H	迷

平成20年7月18日	平成20年7月22日	平成20年7月17日	平成20年7月17日	平成20年7月18日	平成20年7月16日	平成20年7月16日	平成20年7月10日	平成20年7月11日	平成20年7月15日	平成20年7月16日	平成20年7月15日	平成20年7月11日	平成20年7月17日	平成20年7月18日	平成20年7月10日	平成20年7月10日	平成20年7月8日	平成20年7月8日	平成20年7月9日	平成20年7月9日	平成20年7月9日	平成20年7月8日	平成20年7月11日	平成20年7月11日	平成20年7月10日	平成20年7月9日	平成20年7月10日	平成20年7月8日	平成20年7月10日	平成20年7月8日	平成20年7月15日	平成20年7月18日	平成20年7月22日	平成20年7月17日	平成20年7月23日
點	點	講	講	課	業	業	監	二	黨	讄	講	講	講	講	講	點	點	講	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	點	講	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	講	講	講	講	丰	點	點	丰	點	點	監	點	講
剰	##	빩		険	女	盤	務	英	超	福祉	援 護) 政策	用 開 発	力開発	策 局 調 整	紙	∜∺	: 推 進	(大) (米)	빩	境	紙	振順	当金融	観光	術 振 興	₩	型	政策	振興	安田	빩	歐	振順	
押	锤	茄	務	米		硃	32°		₩			労 働	曹	業能	汉	囟	硃	社会		猫	ء	图		怒	浜	採	硃	扫	椥	村	産物	掘	熊	渊	斑
●	健	灋		療	鬱	難	址	一	卌	害	- 二	働局	働 局 新	働 局 職	権・同和	弾	違	環型	無無	視	然	Н	4 小	小企業	際経	業	継	継	林水	川	林水	女	神	田	
趣	硃	棌	採	医	個	\(\(\)	□□□	₼	忌	괃	昳	泺	泺	派	★	脈	嘂	循	産	靻	皿	極	#		H	新	н	供	丰	丰	毗	巨		六	松田

金曜日

平成20年10月3日

第2881号

	平成20年 / 月 9 日	平成20年7月9日	平成20年7月8日	平成20年7月11日	平成20年7月16日	平成20年7月24日	平成20年7月1日	平成20年7月4日	平成20年7月3日	平成20年7月3日	平成20年7月3日	平成20年7月8日	平成20年7月2日	平成20年7月1日	平成20年7月1日	平成20年7月2日	平成20年7月2日	平成20年7月8日	平成20年7月15日	平成20年7月17日	平成20年7月16日	平成20年7月18日	平成20年7月18日	平成20年7月15日	平成20年7月17日	平成20年7月16日	平成20年7月15日	平成20年7月15日	平成20年7月23日	平成20年7月23日	平成20年7月22日	平成20年7月22日	平成20年7月24日	平成20年7月24日	平成20年7月22日	平成20年7月23日
	點	鸓	諞	課	課	讄	講	講	講	讄	課	課	課	課	慧	[M]	鸓	₩	講	講	ニ	講	講	讄	講	講	監	旦	講	講	講	講	課	講	課	點
:	匣	文	歐	₩	管理	振顫	総務	剰		华	京文		米			这 無	以無	絡管建設	総務	画	빩	铝	剽	画	<i>t</i> t	垂	邻	務			保護	鄰	畑			畑
i	斜	5	艵	卷	漁業	水磨	無	拟	君	維	殸	Ш	謡	껥	防	盟	源	緊急連	₩	111111	粧	街		盂	世	点	1 国	卌	務	務	財	細。	蒸	حداء	京	楘
	[]	回杖	渊	林	産局	産局	出	画		멂	뭥		Ш			- 型	巡	部福岡	築都	 	銤	#K		#	洄	罪	計圖	∜ ¤			名	圃	∜ ¤	離		校
	ĸ	郯	*	₩	长	¥	账	召	田	펦	펦	原	原	换	愈	恒	¥	光	殸	都	殸	苓	۲	世	歐	10];	∜ ¤	業	縱	阻	×	供	社	楘	爼	恒

金曜日

平成20年10月3日

平成20年7月22日	平成20年7月23日	平成20年7月18日	平成20年7月9日	平成20年7月24日	平成20年7月1日~平成20年7月4日	平成20年7月18日
講	讄	業		旦	褆	自
	畑	岻	務	務		務
畑	教	で健	栅	卌	₩	冊
教	柽	[[,	∜ ¤	om(∜ ¤
		₩	呱	КX	₩	
務	•	К	₩₩		154/1	ЖX
	権	畑	卌	₩Щ		働
辮	\prec	存	\prec	辋	靈	汇

2 監査の主眼

財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行 されているかに意を用いて実施した。 今回の監査は、

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

分担金及び 財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び県債並びに特別会計 交通安全対策特別交付金、 地方交付税、 地方特例交付金、 地方譲与税、 国庫支出金、 県稅、地方消費稅清算金、 負担金、使用料及び手数料、 の調定及び収入事務

(2) 支出

委託料、使用料及び賃借料等の支出事務 需用費、役務費、 報償費、旅費、 賃金

(3) 人件費

報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

(2) 工事

県営工事の執行状況

(6) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(7) 物品

取得、管理及び処分の状況

(8) 債権

債権管理の状況

(9) 補助金

補助金の交付事務

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。 その内訳は、次のとおりである。

† ‡	ıπ	1件	1件	2件
分	₩ H	14		1件
×	√ M		14	1件
	<u> </u>	5 備 課	和教育課	2 機関
4 4	т́	当 繕 設	人権・同	

是正を要するものの内容は、次のとおりである。

明	県立高校渡廊下・外構工事の設計積算において、設計単価を算出するに当たって、業者 (3社)から見積書を徴したが、最低見積価格の適用を誤ったため、積算過大となっている。 (1件)	地域改善対策奨学資金貸付金償還金において、 収入未済額が前年度と比べて209,900,614円増加 している。(1件)
区 公	⊪ ⊢1	V Σh
	灩	課
伍	垂	教育
機関	京文	田
碳	1111111	<u> </u>
坛	架	•
	:jou	人
	- กุษน	`

監査公表第10号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡土木事務所等20か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年10月3日

福岡県監査委員	工	藤	壽	文	
同	進	谷	庸	助	
同	伊	藤	龍	峰	
同	野	Ħ	栄	市	

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関:県土整備部及び建築都市部の出先機関20機関

(2) 監査対象期間:平成19年度

(3) 監査実施期間:平成20年5月8日~平成20年6月20日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査実施日	平成20年5月21日~平成20年5月23日	平成20年5月27日~平成20年5月29日	平成20年5月20日~平成20年5月22日	平成20年6月11日~平成20年6月13日	平成20年5月27日~平成20年5月29日	平成20年5月8日~平成20年5月9日	平成20年5月9日	平成20年6月4日~平成20年6月6日	平成20年5月14日~平成20年5月16日	平成20年6月18日~平成20年6月20日	平成20年6月11日~平成20年6月13日	平成20年5月14日~平成20年5月16日	平成20年5月8日~平成20年5月9日	平成20年6月18日~平成20年6月19日	平成20年6月3日~平成20年6月4日	平成20年5月9日	平成20年5月23日	平成20年5月20日	平成20年6月2日~平成20年6月3日	平成20年6月5日~平成20年6月6日
	所	所	所	所	所	所	所	所	所	用	所	所	用	所	所	所	所	所	所	所
	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	事務		務
路	曲	冊	栅	栅	栅	栅	栅	栅	₩	栅	栅	栅	卌	栅	栅	曲	設事	款 事	務	冊
樂鰲	K	K	 	 	K	 	K	K	K	K	₭	 	K	 	 	建設	殸	殸	担	摦
叔		H							H				H			4	4	4	**	长
隅	H	*	H	H	H	H	H	H	平	H	H	H	田	H	+	Į.	∏ Ā	原ダ	田	 -
	囯	Ш	≡	七	極	岻	御	¤	七	≡	州	回	#	温	鉔	斑	ケー	司馬		竝
	埋	々	柳	垣	行	崩	单	<	岩	田	飯	那	К	邮	佻	繼	H	一	菜	炭

2 監査の主眼

財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行 されているかに意を用いて実施した。 今回の監査は、

特に、工事における設計積算については、重点的に調査を行った。

監査の範囲

 $^{\circ}$

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

土木使用料、土木手数料及び土木受託事業収入等の調定金額、調定時期及び収入状況 土木費負担金、

(2) 支出

使用料及び賃借料等の支出事務 委託料、 役務費、 需用費、 **交際費**、 旅費、 重金

(3) 人件費

通勤手当の認定及び支給状況

(4) 契約

長期継続契約の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(9) 物品

取得、管理の状況

(7) 債権

債権管理状況

季工 (8)

設計積算の状況

(9) 用地

設計積算及び履行確認検査等の状況

第2 監査の結果

1 監査における指摘

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。 その内訳は、次のとおりである。

711	ıπ	2	2	-	1	2	15	23
	₩	2	_	_	1	2		7
区分	田		1					1
	以出						15	15
\$ \$ \$	炎	福岡土木事務所	八女士木事務所	北九州土木事務所	田川土木事務所	飯塚土木事務所	流域下水道事務所	訨

是正を要するものの内容は、次のとおりである。

説 明	河川護岸工事の設計積算で、残土処理の数量を 誤ったため、積算過大となっている。(1件)	公園法面整備工事の設計積算で、共通仮設費 及び現場管理費の施工地域補正並びに吹付枠工 の工事長を誤ったため、積算過小となっている。 (1件)	橋台製作工事の設計積算で、重建設機械の輸送費を計上しなかったため、積算過小となって114)	物件移転等補償の設計積算で、移転雑費の算 定を誤ったため、積算過大となっている。(1 件)	道路改築工事の設計積算で、共通仮設費及び 現場管理費の施工地域補正を誤ったため、積算 過小となっている。 (1件)	護岸工事の設計積算で、階段工の延長を誤っ たため、積算過大となっている。 (1件)	橋梁下部工工事の設計積算で、コルゲートパイプの規格を誤ったため積算過大、残土の運搬及び処分費の数量を誤ったこと並びに仮設材の運搬費を計上しなかったため積算過小となっている。(1件)	河道整備事業の設計積算で、共通仮設費及び 現場管理費の施工地域補正を誤ったため、積算 過小となっている。 (1件)	前渡資金出納簿及び精算書が作成されていな いものがある。 (15件)
尔		빠	 	君	##	 	lih		丑
×		Н	Н	田	Н	Н	Н		ΗX
		监	f.	Ē	臣	监	吊		严
俎		発	Ř	R	発	務	矛		務
黙		10 	 	#	 	栅	luih .		
鰲		K	+	(*	K	K		週~
≪		H	+	4	# ₹	H	H		는
叔		迢	‡	×	九	≡	隣		· 注
		買	=	<	쓨	田	贫		娯

2 監査における意見事項

工事の設計積算について重点的に調査を行った結果、工事長等の数量の誤りや重建設機械の輸送費等の計上漏れ り、誤りの件数を減少させられるものと考えられる。また、その他の誤りについても、その発生原因に対応した改 が見受けられた。これらは数量計算書への転記誤りやチェック漏れが原因であり、担当者等による再度の確認によ 善を行っていく等、今後とも設計積算誤りの防止に努められたい。

監査公表第11号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第5項の規定に基づく随時監査をアジア 文化交流センター等35か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年10月3日

福岡県監査委員	I	藤	壽	文
佃門不血且女只		儿 梁	豆寸	

同 進谷庸助

同

同 野田栄市

平成20年10月3日

第2881号

監査の概要 紙

- 監査対象期間及び監査実施日 監査対象機関、
- (1) 監査対象機関:知事部局及び教育委員会の出先機関35機関(2) 監査対象期間:平成19年12月1日又は平成20年1月1日から監査実施日まで

	日 興 星 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍 軍	平成20年7月31日	平成20年8月1日	平成20年7月24日	平成20年7月23日	平成20年7月22日	平成20年7月25日	平成20年7月30日	平成20年6月4日	平成20年6月12日	平成20年5月27日	平成20年6月5日	平成20年5月8日	平成20年6月19日	平成20年6月13日	平成20年6月18日	平成20年6月25日	平成20年5月14日
)年1月1日から監査実施日まで :8月1日 :日は、次のとおりである。	監査対象期間	平成20年1月1日から 平成20年7月31日まで	平成20年1月1日から 平成20年8月1日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月24日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月23日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月22日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月25日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月30日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月4日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月12日まで	平成19年12月1日から 平成20年5月27日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月5日まで	平成19年12月1日から 平成20年5月8日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月19日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月13日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月18日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月25日まで	平成19年12月1日から 平成20年5月14日まで
: 华成20 : 成20年 : 首実施		ı	ı	所	所	用	ı	用	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
監査対象期間:平成19年12月1日又は平成20年1月 監 査 実 施 日:平成20年5月8日~平成20年8月1 監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、	機関名	: 流センタ	センタ	: 環境事務	: 環境事務	: 環境事務	社センタ	横	***	剙	沙 罗	新	***	計	淤	剙	赤	地
明問:半別(日:半別)国により属したの	查对象	文化交	I T	健福祉	健福祉	健 福 祉	健福	衛生	阻	恒	翔館	継	平	<u>₩</u>	佪	恒	回	継
監査対象期間 監 査 実 施 日 査対象機関ご	飁	ジアス	スポ	質保優	手保	稳保	神保	₩	4	極	E K	個口	九	侧	廢	畉	10	
(2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		۲	۲	瓶	鞍	辈	業	御	銤	行	E	\[\frac{1}{2}	뀼	4	米	构	新	钋

平成20年6月26日	平成20年5月15日	平成20年7月8日	平成20年7月15日	平成20年7月10日	平成20年6月20日	平成20年6月10日	平成20年7月16日	平成20年5月20日	平成20年7月11日	平成20年6月6日	平成20年6月24日	平成20年6月3日	平成20年6月11日	平成20年7月9日	平成20年5月9日	平成20年6月27日	平成20年5月13日
平成19年12月1日から 平成20年6月26日まで	平成19年12月1日から 平成20年5月15日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月8日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月15日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月10日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月20日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月10日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月16日まで	平成19年12月1日から 平成20年5月20日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月11日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月6日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月24日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月3日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月11日まで	平成20年1月1日から 平成20年7月9日まで	平成19年12月1日から 平成20年5月9日まで	平成19年12月1日から 平成20年6月27日まで	平成19年12月1日から 平成20年5月13日まで
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
沙	亲	狆	孙	狆	浙	狆	剙	沙鄉	新 細	洲	が ***	沙	涉	狲	孙	洲	孙
恒	回	帥	斨	帥	個	耞	恒	恒	申	電	条	恒	電	쏾	妝	疆域	쐒К
業日	青	回	個	回	瓢淵	恒		*	け新	恒	孙	≡	華	恒	個		概
推	<i>₩</i>	盤	洪	湿	担		画	SH	n B	路		田	継	世	七	七	迢
KII	車	廿	构	跷	雪	從	從	K	₩	ی	田田	മ	牌	雌	垣	恒	豐

2 監査の主眼

アジア文化交流センター等35機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行され 特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。 ているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。 今回の監査は、

監査の範囲

- 時間外勤務手当
- 重金 (5)
- 旅費 (3)
- 次際電 (4)
- 食糧費 (2)
- その他需用費 (9)
- タクシー借上料 \bigcirc
- 会場借上料 \otimes
- 備品購入費 (6)

監査の結果 第2

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

(教育委員会)

玄界高等学校

修学旅行等における旅費の支出において、次のような不適切なものがある。

107,780円 13件 ・支給対象外の施設入場料、国内旅行傷害保険料等を支給したことにより支給過となっている。

・宿泊料の一部計上漏れ等により支給不足となっている。

85,560円

22,220円

その他の監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲内において、適正に執行されていると認められた。

	発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	上	下	行	備考	正	深
-	20 · 9 · 12	2873	告示	1477	2		0	後から 4	表中	北九州市漁業協同組合	北九州市漁業協同組合 長浜支所
	19 • 12 • 14	2763	告示	2353	6		0	後から 9		字添ヶ倉	字添ケ倉

28

第2881号

定価 一箇月二、三五○円(税込・郵便料別)